

保育所等の副食費徴収に係る免除通知の誤送付について

1. 概要

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収となった副食費の免除について、本来、免除対象とならない一部の世帯に対して、「副食費免除決定通知」を送付していたことが判明しました。

- (1) 対象世帯数・児童数 131世帯 143人
 (内訳：保育所 114世帯126人、認定こども園 17世帯17人)
 (対象児童が2人いる世帯が12世帯、1人の世帯が119世帯)
- (2) 一人あたりの免除額 月額4,500円

2. 経過と原因

副食費の免除は、国制度により「年収360万円未満相当世帯等」としてはいますが、免除する世帯については、保育料算定と同様に、市町村民税額により判定しています。

この「年収360万円未満相当」にあたる市町村民税額は、世帯によって異なっており、「1号認定子どもの世帯、ひとり親世帯等」では77,101円未満に、「2号認定子どもの世帯」では57,700円未満となりますが、今回、免除対象世帯の判定を、誤ってすべて77,101円未満で行ったため、本来、免除対象とならない一部の世帯に対して、免除決定通知を行っていたものです。

今回の誤りは、副食費免除の判定を行うシステムの改修作業において、判定基準となる金額の設定を行う際に、市担当者システム事業者との確認に錯誤が生じていたことによるものです。

3. 今後の対応について

対象世帯、及び副食費の徴収を行う保育所等の施設に対し、文書により経過の説明とお詫びを行うとともに、対象世帯への免除決定の取り消しと、施設については副食費の徴収等の対応を依頼するものです。

4. 再発防止策

今回、業務システムの改修作業において、担当者間の意思疎通や内容のチェックが不足していたことを踏まえ、今後、システム改修作業における市職員及びシステム事業者間での情報共有を徹底するとともに、チェック体制を更に強化し、再発防止に努めます。

【問い合わせ】

子ども青少年部 保育幼稚園課 電話：072 (841) 1472 (直通)、内線 3270